

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

なお、本調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約に該当します。

平成 17 年 11 月 25 日

愛知県知事 神 田 真 秋

## 1 調達内容

### (1) 事業名称

愛知県産業労働センター（仮称）整備・運営事業

### (2) 事業場所

名古屋市中村区名駅四丁目 401、402、403、421 及び 423

### (3) 事業概要

#### ア 事業方式

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき、事業者が自らの提案をもとに施設の設計及び建設を行った後、愛知県に当該施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に定める内容の維持管理・運營業務を行う方式（B T O 方式）により実施します。

#### イ 契約期間

契約締結日から平成 51 年 9 月 30 日まで

#### ウ 事業範囲

入札説明書で示す事業範囲とします。

## 2 競争参加資格

### (1) 応募者等の参加要件

ア 応募企業又は応募グループの各構成員は、参加表明書及び資格審査書の提出期限において、次に掲げる要件を満たすこと。また、参加表明書に明記した協力会社についても、当該期限において、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(イ) 愛知県建設工事請負業者選定要領又は愛知県出納事務局指名停止取扱要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。ただし、指名停止期間が 2 週間以下で、かつ、法令違反を理由としないものについては、この限りではありません。

(ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定

を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。

- (I) 商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立てがなされていない者又は整理開始の命令を受けていない者であること。
- (オ) 過去 1 年間の法人税、消費税及び地方消費税又は法人事業税を滞納していないこと。
- (カ) 県が名駅四丁目愛知県中小企業センター・中経ビル地区建築協定書を締結している株式会社中部経済新聞社、名古屋鉄道株式会社若しくは中部電力株式会社又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (キ) 県が本事業についてアドバイザー業務を委託した株式会社三菱総合研究所、株式会社三菱総合研究所が当該アドバイザー業務において提携関係にある株式会社ゼロ建築都市研究所若しくは西村ときわ法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (ク) 愛知県産業労働センター（仮称）整備・運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

イ 応募企業又は応募グループの構成員若しくは協力会社は、他の応募企業又は応募グループの構成員若しくは協力会社として本件入札に参加することはできません。

ウ 応募者は、参加表明書に本事業に係る業務に携わる応募企業又は応募グループの各構成員若しくは協力会社の企業名及び携わる業務を明記すること。また、応募グループで申し込む場合には、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこと。

## (2) 応募者等の資格要件

応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社のうち、施設の設計、建設及び維持管理の各業務に当たる者（落札者が設立する本事業の実施のみを目的とする株式会社（以下「特別目的会社」という。）からこれらの業務を受託する者を含む。）は、各業務ごとにそれぞれ次に定める要件を満たすこと。

ア 設計業務に当たる者は、次の要件を満たすこと。

- (ア) 平成 16・17 年度愛知県入札参加資格者名簿（設計・測量・建設コンサルタント等業務）のうち、入札参加資格業種「建築設計」に登録されている者であること。
- (イ) 手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていないこと等経営状況が健全であること。
- (ウ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築

士事務所の登録を行っていること。

イ 建設業務に当たる者は、次の要件を満たすこと。

(ア) 平成 16・17 年度愛知県入札参加資格者名簿(建設工事)のうち、担当する工事に該当する工事業(一般建築工事は建築工事業、電気設備工事は電気工事業、管工事は管工事業)に登録されている者であること。

(イ) ア(イ)に同じ。

(ウ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定により、特定建設業の許可を受けていること。なお、グループで応募する場合は、工事を担当する構成員及び協力会社が当該許可を受けていること。

(エ) 平成 16 年度及び平成 17 年度の愛知県建設部における入札参加資格の認定において、認定された経営事項評価点数が建築工事業については 1,200 点以上、電気工事業及び管工事業については 1,000 点以上であること。

(オ) 工事を担当する構成員及び協力会社と工事監理を担当する構成員及び協力会社は、別の者とする。

ウ 維持管理業務に当たる者は、次の要件を満たすこと。

(ア) 平成 16・17 年度愛知県入札参加資格者名簿(建設工事)のうち、建築工事業、電気工事業若しくは管工事業のいずれかに登録されている者又は物件の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿(平成 17 年 10 月～平成 20 年 3 月)に登録されている者であること。

(イ) ア(イ)に同じ。

(ウ) 入札説明書に定める参加資格確認基準日において、本施設と同程度の施設における 1 年以上の維持管理の実績があること。

(3) 応募者等の変更等

応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社が、資格審査通過時点から落札者決定前までの間に(1)又は(2)の要件を欠くような事態が生じた場合は、失格とします。

参加表明書により参加の意思を表明した応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社の変更は認めません。ただし、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社については、県が認めた場合に限り、変更することができるものとします。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び入札説明書の公表方法

愛知県産業労働部産業労働総務課のホームページ(<http://www.pref.aichi.jp/sanro-somu/>)において、平成 17 年 11 月 25 日(金)から公表します。入札説明書等に関する説明会においては配布しませんので、必要な場合は、ホームページから入手して持参してください。

(2) 入札説明書等に関する説明会の日時及び場所

平成 17 年 11 月 29 日（火） 午後 1 時 30 分から（受付は午後 1 時から）

愛知県中小企業センター地下 1 階 階段教室

名古屋市中村区名駅四丁目 4 - 39

(3) 参加表明書及び資格審査書の提出

ア 期間

平成 17 年 12 月 22 日(木)から平成 17 年 12 月 26 日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。)

の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

イ 場所

愛知県産業労働部産業労働総務課総務グループ

名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2 (郵便番号 460 - 8501)

ウ 方法

持参又は郵送による。郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県産業労働部産業労働総務課総務グループに平成 17 年 12 月 26 日(月)午後 5 時までに必着とします。

(4) 入札及び開札の日時等

ア 日時

平成 18 年 2 月 24 日（金） 午前 11 時

イ 場所

愛知県自治センター地下 2 階 愛知県入札室

名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2

ウ 入札書等の提出方法

持参又は郵送による。郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県産業労働部産業労働総務課総務グループに平成 18 年 2 月 23 日(木)午後 5 時までに必着とします。

(5) 問い合わせ先

愛知県産業労働部産業労働総務課総務グループ

電話 (052) 961 - 2111 内線 3313

4 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

入札説明書等で示す要件をすべて満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定します。

(2) 落札者決定基準

事業提案審査は、資格審査及び提案審査の 2 段階に分けて実施します。

## ア 資格審査

応募者から提出された資格審査書をもとに、参加要件及び資格等の要件の具備を確認し、審査の結果、これらの要件を充足していない場合は、失格とします。

## イ 提案審査

応募者から提出された事業提案書をもとに、基礎審査及び総合評価を行います。

### (ア) 基礎審査

#### a 入札価格の確認

入札価格が、愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号。以下「財務規則」という。）第 154 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であることを確認し、予定価格の制限の範囲内でない場合は、失格とします。

#### b 基礎的事項の確認

事業提案書に記載された内容について、提出書類の確認、要求水準書に対する提案内容の確認及び事業遂行能力に関する確認を行い、県が定める最低限の要求要件を満たしていない場合は、失格とします。

### (イ) 総合評価

#### a 評価項目

(a)入札価格の評価 150 点

(b)性能等に関する評価 100 点

- ・全体計画に関する評価項目
- ・収支計画に関する評価項目
- ・施設整備計画に関する評価項目
- ・維持管理・運営計画に関する評価項目

b 事業提案書に記載された内容について、a の評価項目により評価し、総合評価点が最大となる提案を最優秀提案とします。なお、評価項目の詳細は、入札説明書の別添資料「落札者決定基準」によります。

## 5 その他

### (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

### (2) 入札保証金

免除します。

### (3) 入札の無効

財務規則第 152 条（入札の無効）の規定に該当する入札は、無効とします。

### (4) 契約書作成の要否

要

### (5) 落札者の失格

落札者が落札者決定時から事業契約締結までに、2(1)又は(2)の要件を欠くような事態が生じた場合は、失格とします。ただし、代表企業以外の構成員及び協力会社が当該事由に該当した場合に限り、直ちに失格とはせず、協議の上、県が認めた場合に限り、当該構成員及び協力会社を変更することができるものとします。

(6) その他

詳細は、入札説明書によります。

6 Summary

- (1) Nature of services to be required: Demolition and removal of existing building, and design, construction, maintenance and operation of the “Aichi Prefectural Industry and Labor Center” (tentative name) under the PFI-BTO method.
- (2) Application deadline: Application forms must be submitted by 5:00 p.m. on December 26, 2005.
- (3) Time-limit of tender: 11:00 a.m. on February 24, 2006. Bids submitted by post must arrive on or before February 23, 2006.
- (4) Point of contact: General Affairs Division, Department of Industry and Labor, Aichi Prefectural Government, 3 - 1 - 2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya 460 - 8501 Japan. Tel. 052-961-2111 Ext. 3313